

## 日本消化器内視鏡技師資格更新規程

(平成 25 年 5 月 11 日制定)  
(平成 27 年 5 月 1 日一部改訂)  
(平成 30 年 3 月 1 日一部改訂)  
(平成 31 年[2019]4 月 1 日一部変更)

消化器内視鏡技師資格を継続するものは日本消化器内視鏡学会認定消化器内視鏡技師制度規則に従い、5 年ごとに更新手続きをしなければならない。

本規則はその更新申請における必要条件並びに手続きに関するものである。なお、本規則は内視鏡技師会で定めたものを内視鏡学会技師制度審議会の承認を得るものとする。

### 目的

内視鏡技師の資質の向上及び自己啓発を目指すため、日本消化器内視鏡技師会(以下本会)および支部技師会の主催する学会・技師研究会(以下、本会・支部会主催学会・研究会)への出席は必須である。また、内視鏡技師業務は、患者看護、安全管理、感染対策、検査・治療の介助技術、機器管理、情報・画像処理など多岐にわたり、本会が指定したこれら専門的分野の学会・研究会等(以下、指定関連学会等)への参加を推奨し、その幅広い知識を得ることを目的とする。

### 申請に必要なポイント(更新ポイントチェックシート参照)

資格更新申請に必須となる本会・支部会主催学会・研究会への出席をポイント制とし、取得合計ポイントにて更新申請可能とする。また指定関連学会に参加した場合にもポイントを付与し、資格更新のためのポイント加算を認めるものとする。

- (1) 本会・支部会主催学会・研究会の出席ポイント(以下、出席ポイント)を1回で 10 点と換算する。
- (2) 資格更新に必要な出席ポイントを 30 点とする。(3) 本会・支部会主催の学会・研究会への出席2回(20 点)は必須とし(複数回出席も有効)、残りの 10 点を指定関連学会への出席で充てることを可能とする。  
但し、指定関連学会の出席の場合、同一学会への出席は1回のみ有効とし2回目以降のものは無効とする。
- (4) 機器取扱い講習会基礎編または実践編(以下講習ポイント)は必須として 10 点とする。
- (5) 必要な最低ポイントは学会・研究会の出席ポイント 30 点と機器取扱い講習ポイント 10 点の合計 40 点とする。
- (6) 各出席証明書および受講証明書の有効期間は、受講日から 5 年とする。

## 指定関連学会の更新ポイントの設定

- (1) 出席ポイントを付与する関連学会等の指定は「更新ポイント検討委員会」で審議し、日本消化器内視鏡技師会理事会で決定する。
- (2) 付与する点数は内視鏡技師業務への有益性を鑑み、4点または2点とするが、指定関連学会等は各1回の出席点数のみで重複は認めない。

## 更新ポイント検討委員会

- (1) 更新ポイント検討委員会(以下委員会)は委員長1名と広報委員会を主として構成し、必要に応じて委員を適宜増員できる。
- (2) 本制度の目的に沿った関連学会・研究会及びセミナー等については、技師会評議員を通して委員長に申請書を提出する。
- (3) 申請書の様式、添付書類の内容、採否の判断及び付与ポイント等の基準は、委員会の内規で定める。
- (4) 申請書の受付は随時行い、次年度の締め切りは12月末とする。
- (5) 委員長は委員の意見を収集し、採否・付与ポイントを決定して理事会に上申する。
- (6) 理事会で承認された更新ポイント付与の対象となる学会・研究会、セミナー等は、毎年3月に公表し、会誌及びホームページで公布する。

## 更新申請方法

- (1) 出席・講習ポイントの申請には別紙の「学会、研究会等の出席ポイント(点数)チェックシート」(以下、出席ポイントチェックシート)を用いて、該当する指定関連学会等の欄にチェックを入れ、参加期日と開催地および点数(4点または2点)を記入する。
- (2) 消化器内視鏡技師資格更新申請書と出席ポイントチェックシートは技師会報巻末に綴じ込まれているものを使用する。また、日本消化器内視鏡技師会ホームページからのダウンロードも可能とする。
- (3) 更新に必要な書類は以下のとおりとする。

### ①消化器内視鏡技師資格更新申請書

\* 本会・支部主催学会・研究会(重複可)3回分(30点)、または2回分(20点該当)と指定関連学会の合計点数10点以上を記載する。

\* 内視鏡学会技師制度審議会承認の機器取扱い講習会基礎編または実践編1回分(10点該当)を記載する。

②出席ポイントチェックシート

\* 本会・支部主催学会・研究会(重複可)3 回分(30 点該当)、または2回分(20 点該当)と指定関連学会等の出席合計点数(10 点以上)および機器取扱い講習会基礎編、実践編いずれか1回分(10 点該当)を記入する。

③出席証明書と受講証および指定関連学会等の出席証の原本を添付する。

\* 消化器内視鏡技師資格更新申請書の裏面に、本会・支部主催学会・研究会の出席証明書(3 回分)または指定関連学会の出席証(10 点以上)と機器取扱い講習会受講証のそれぞれの原本を貼る。

**更新に関わる事務処理及び更新料**

(1) 事務処理担当について

消化器内視鏡認定技師は、日本消化器内視鏡学会(内視鏡学会)主管の認定制度であるが、会員管理全般を日本消化器内視鏡技師会(技師会)が主管することになり、更新に関しての手続きは技師会を窓口として行う。

(2) 更新に関わる経費について

事務処理に関わる経費及び認定証発行、郵送経費など受益者負担とし、更新料は 3,000 円とする。

〈参考〉

	平成 26 年～平成 30 年 更新者	平成 31 年度更新者から	
出席ポイント	経過処置は終了しました	本会・支部主催 学会・研究会 20点 (10 点×2 回 )	本会・支部主催学会・研究会 30点 (10 点×3 回 )
		他学会 10点以上	
講習ポイント		10点	10点
合計ポイント		40点	40点

※出席および講習ポイント(点数)はチェックシートでご確認ください  
 ※講習ポイントは機器取扱い講習会の基礎編・実践編を指す(必須)

(註) 消化器内視鏡技師資格更新に関する規則は、文言の一部修正を行った。(2015.5.1)

(註) 平成 30 年度で終了した経過措置に伴い条項を変更した(2019.4.1)

【最終改訂版】消化器内視鏡技師資格更新規程(20190703 学会理事会承認済)